

皇  
文  
書  
館

會計検査院 統計院

修史館

各御中

内記課 庶務課  
記録課 官中事務課  
三國文ノ回送アリ

明治十八年十二月廿二日

十二月廿二日

内閣職權ヲ定ム

官省院廳府縣へ達

別紙勅旨内閣へ被仰出候ニ付為心得此旨相達候事

明治十八年十二月廿二日  
内閣

内閣職權ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十八年十二月廿二日

奉教 太政大臣公爵三條實美

第一條 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務

ヲ奉宣シ旨ヲ兼テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部

ヲ統督ス

第二條 内閣總理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ其

説明ヲ求メ及ヒ之ヲ檢明スルコトヲ得

明治十八年



第三條 内閣總理大臣ハ須要ト認ムルトキハ行政各部ノ要分又ハ命令ヲ停止セシメ親裁ヲ待ツコトヲ得

第四條 内閣總理大臣ハ各科法律起草委員ヲ監督ス

第五條 凡ソ法律命令ニハ内閣總理大臣之ヲ副書シ其各省主任ノ事務ニ属スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ

第六條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々狀況ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ但事ノ軍機ニ係リ參謀本部長ヨリ直ニ上奏スルモノト雖モ陸軍大臣ハ其事件ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第七條 各大臣事故アルトキハ臨時命ヲ兼テ他ノ

大臣共事務ヲ管理スルコトアルヘシ

内閣書記官長ヨリ各廳へ通牒

今般勅旨太政大臣ヨリ却達相成候處右ハ一般ニ布達スヘキモノニ無之ニ付官報へ掲載不相成各官為心得通達相成候義ニ付此段却兼知相成度太政大臣ノ命ニヨリ及御通達候也 十八年十二月廿二日